

1 司法と行政との関係一般

行政裁判制度

フランスは、司法裁判（すなわち民事裁判及び刑事裁判）と制度的に分離された行政裁判制度を有しております。これは、フランス革命以降、権力分立のひとつのあり方として、歴史的に形成されたものであります。

1789年に出されたフランス人権宣言には、国家体制の基本原則として権力分立がうたわれました。この時期、フランスでは、かつて裁判所が政治的介入を行ったことへの不信から、司法権による行政活動への介入を否定する考え方が支配的であり、1790年8月16 - 24日法は、司法作用と行政作用の厳密な分離を定めました。この1790年法が行政活動につき司法裁判官の審理を禁止したことによって、フランス行政裁判制度が成立する基盤がもたらされました。

1799年に、ナポレオンは、立法及び行政立法の起草と、行政争訟の裁断に関する諮問的権限を有する機関として、コンセイユ・デタを創設しました。当初、コンセイユ・デタは、行政裁判権を有する国家元首に答申を行う機関でしたが、1806年には、コンセイユ・デタの内部組織として訴訟委員会が設けられ、行政裁判手続としての体裁が整いはじめます。以後19世紀全体を通して、フランスの憲法体制の変転にもかかわらず、コンセイユ・デタを中心とする行政裁判制度は存続し、発展を続けます。そして、第3共和制下の1872年5月27日法により、コンセイユ・デタは、自らフランス国民の名で裁判判決を下す権限を獲得し、独立した裁判機関としての地位を確立します。

その後、行政裁判制度は、第3共和制下で飛躍的な発展を見せ、国民の権利・自由と行政の公権力性とのバランスを可能にするシステムとして、独自の判例法により、民事法と区別された新しい法の体系である「行政法」を生み出します。フランスが「行政法の母国」と言われる所以です。19世紀のフランスで誕生した「行政法」は、ドイツに影響を与え、ドイツ経由で戦前の日本にも流入します。しかし、当時のドイツ・日本が立憲君主制下であったのに対して、フランス行政法は国民を主権者とする共和制下の近代国家で発展した点に、根本的な差異が認められます。フランス行政法は、主権者の意思である法律の優位を貫徹し、公権力作用が総体として法律に服従すべきという「適法性の原理」を基盤とする形で発展を遂げます。

いずれにしても、フランスの行政裁判制度は、立法権・執行権・司法権という分立の中では、執行権に属する裁判機関であり、アメリカ・日本の権力分立とはモデル的に異なるヨーロッパ大陸型モデルの典型となります。

司法権の観念

フランス憲法を一瞥いたしますと、第8章に「司法権（*autorité judiciaire* = 司法機関）」の

規定があります。また、第7章は「憲法院」について定めています。一方、行政裁判制度について憲法典の規定はありませんが、1980年代の憲法院判決により、行政裁判制度は憲法的基礎を有すると解釈されました。このように、フランス憲法上の司法権（司法機関）の概念は、民事訴訟・刑事訴訟を念頭に置いたものであり、憲法訴訟・行政訴訟等はそこから除かれています。

フランスでは、司法裁判（juridiction judiciaire）と行政裁判（juridiction administrative）という用語の対比が示しますように、司法的（judiciaire）と裁判的（juridictionnel）という概念の違いがあります。行政裁判所は、司法権（司法機関）には属さないけれども、裁判機関として位置付けられ、また、行政事件について、国民の裁判を受ける権利は憲法上当然に要請されます。

日本的に考えますれば、行政事件の領域において、行政決定に対する抗告というフランス行政訴訟手続の枠組みに乗らない請求、たとえば、原告が有する権利の確認を求めるとか、行政主体に対して直接作為義務を求めることができないのは、「裁判拒絶」にあたるのではないかと、という疑問が生じます。これは、つまるところ権力分立モデルの相違と、それに基づく行政裁判所の自己抑制の結果ですが、フランスでも、行政事件について原告側の権利を直接争う訴訟類型の欠如を問題視する見解があります。また、義務づけ訴訟の欠如や、仮の救済の不備など、従来フランス行政訴訟の欠陥として指摘されていた事柄について、近年の制度改革の中で、立法上の手当てによる欠陥の克服が試みられております。

2000年の法典化作業により、800条弱の条文を持つ体系的な行政裁判法典が整備され、民事訴訟法典と並立する姿が作り上げられました。フランスでは、1980年代から約15年にわたる大幅な行政訴訟制度改革が進められましたが、法典はその到達点を示します。この点、日本の行政事件訴訟法が45条までしかなく、同法に規定がない部分を民事訴訟の例によるとして、訴訟手続の遂行に関する規定の大部分を民事訴訟に委ねた形になっているのとは、大きく異なります。フランス行政訴訟法は、日本では民事手続法に含まれる部分まで全面的に取り込んだ完結性を持っているのです。

また、行政訴訟が果たす社会的機能という点でも、特別行政裁判所を除く第1審行政事件として年間10万件程度提起されているフランスは、日本と大きな落差があります。フランスの行政訴訟改革論は、行政事件の過多への対処や、それに由来する訴訟遅延の解消を主たる目的とする部分があって、日本の問題状況とは様相が大きく異なります。

いずれにしても、フランス型モデルは、権力分立のひとつのあり方であるとともに、行政活動への司法裁判機関の介入の禁止という歴史的与件の産物であり、そのことに由来する弱点も見られるのですが、アメリカ型モデルとは別の方向で、21世紀初頭の到達点を示す比較法上のモデルということができると思われれます。

2 行政に対する司法審査の類型等

(1) 訴訟類型

制定法令上の定め

行政裁判法典には、各訴訟類型を内容的に定義する規定はありません。他方で、越権訴訟、全面審判訴訟等は、明文で使用されております。各訴訟類型は、実定法上の概念として用いられているけれども、その内容・分類基準は、学説及び伝統的解釈論によっています。

なお、これらの訴訟類型は、一般的にはいずれも「民衆訴訟」ではなく、訴えの利益を要求される訴えとして観念されています。日本で語られる客観訴訟（訴えの利益を要求されず、法律により特に定められた者が原告適格を有する、という意味）に類似するものとして、適法性統制訴訟（分権機関の行為につき官庁側から裁判的統制を行う手続）がありますが、これは、地方公共団体一般法典を根拠としています。

具体的訴訟類型

フランス行政訴訟の類型として、通常、A 越権訴訟、B 全面審判訴訟、C 解釈訴訟、D 処罰訴訟、の4つがあげられます。

このうち、解釈訴訟は、司法裁判所から先決問題が移送された場合の訴訟類型です。処罰訴訟は、公物管理権に基づく制裁措置を争う公物管理違反罪訴訟を指します。以上の2つは、一般的射程をもたない特殊な類型といえます。

概括的な訴訟類型として実際上の重要性をもつのは、越権訴訟と全面審判訴訟の2つであります。

越権訴訟と全面審判訴訟は、行政決定に対する抗告という共通の構造をもちつつ、行政決定の取り消しの可否のみを審判する越権訴訟と、行政決定の取り消しにとどまらずその変更等まで争える全面審判訴訟とに分かれます。

ただし、全面審判訴訟における行政裁判官の権限には、實際上制約があり、金銭給付決定に関する給付額の変更、金銭給付拒否決定に関する給付額の決定、許可施設に関する許可条件の変更、金銭的制裁決定に対する制裁額の変更、選挙訴訟における当選人の決定など、相当に限定されています。

これは、行政裁判制度の歴史的な形成過程において、執行権内部において、活動行政作用（fonction active）と、裁判作用（fonction juridictionnelle）の分離、という基本原則が確立したことに由来します。執行権に属する裁判作用としての行政裁判制度が確立するための前提として、行政裁判官が行政機関（活動行政）に対して作為命令を下すことを自己抑制するという原則が採られ、全面審判訴訟においても、歴史的に形成されたり、立法により根拠づけられたりした一定の枠組みの中でのみ、行政決定の変更を命じるのです。全面審判訴訟は、抽象的には国民側の権利につき完全な救済を可能とする枠組みとして存在していますが、実際には、行政裁判官が行政機関に対して作為・不作為命令を下すことは、自己抑制されているわけです。

1980年代以降の行政訴訟改革では、活動行政作用と行政裁判作用の分離という基本原則それ自体は維持しつつも、立法措置によって行政裁判官の命令権限を強化することが

なされています。その方法として、第一に判決の執行確保のための命令権限強化、第二に執行停止・仮の救済制度の一環としての命令権限強化、という二つが採られています。そして、一連の改革が終了した現時点では、かなりの程度、行政裁判官が行政機関に作為・不作為命令を下す権限が拡大されていると見ることができます。しかしながら、全面審判訴訟は、あくまでも金銭的事後救済の方法という側面が強く、一般的な権利宣言訴訟や義務づけ訴訟としての地位を得ているわけではありません。

これとは別に、1980年代以降の改革の中で、個別法令により全面審判訴訟の類型を活用しようとする動向が見られます。これは、単に行政決定の取り消しを争うのではなく、行政決定の変更まで可能という行政裁判官の全面的審判権限を活用しようとするものです。たとえば、規制緩和や民営化の結果、行政委員会が企業等に一定の制裁を課す仕組みが導入された場合に、行政委員会の制裁処分につき争うために全面審判訴訟を法定するといったパターンがあります。

我が国との対比

フランスでは、決定前置主義により、包括的な抗告訴訟中心主義が徹底しているのに対して、日本では、抗告訴訟と当事者訴訟の二元的構造が見られる点に相違があります。フランスの全面審判訴訟は、形式的に抗告訴訟の構造をもつ点で、日本の実質的当事者訴訟とは異なります。また、フランスの全面審判訴訟は、国家賠償請求訴訟、税務訴訟等を含んでいることも、日本とは異なります。

日本で民衆訴訟と定義されている、住民訴訟・選挙訴訟に相当する訴えは、フランスでは民衆訴訟ではない通常の訴えに含まれ、訴えの利益を要求されます。これは、訴えの利益の概念が、フランスでは広いのに対して、日本では極めて厳格であることの反映と思われます。さらに、フランスでは、越権訴訟を「客観的訴訟」として説明しますが、訴えの利益を不要とするわけではなく、訴え自体は通常のものであるが、行政活動の適法性コントロールを主たる争点とする、という主旨によっています。

機関訴訟について、フランスでは、行政組織内の階層的上下関係について行政訴訟は一般的に不受理となるとされます。なお、判例法は、地方公共団体のような分権化された組織体について、後見監督庁による措置を争う原告適格を肯定しています。

判例11（長野勤評訴訟）との対照。フランスでは、行政決定を覆審的に争うのが原則であり、義務不存在確認請求は不可能と思われます。なお、通達により直接に各教員に法的義務が生じるのであれば、命令的性質の通達として、越権訴訟で争えます。

(2)「取消訴訟の排他的管轄」に類する議論

制定法令上の定め

先述の1790年8月16 - 24日法律は、司法作用と行政作用の分離を規定し、裁判官が行政組織体の活動に介入することを禁止しています。また、共和年(1795年)実月16日法律は、裁判所が行政の行為につき審理することを禁止しています。これらの法律により、行政事件は、司法裁判所の管轄には服さないこととなります。

他方で、行政裁判法典は、行政裁判所は行政庁の決定に対する申立てのみを受理する（土木の領域を除く）と定めているので、行政庁の決定に対する抗告訴訟が、排他性を有することになります。

排他性の内容等

フランスでは、越権訴訟による救済が「プラス・アルファ」として認められるという位置付けになるため、日本における「取消訴訟の排他的管轄」とは、問題の現れ方が異なっていることに注意が必要となります。

当該事件が司法裁判管轄になる場合、行政決定の適法性について、民事事件の本案中で争われる場合には先決問題として行政裁判所に移送されますが、刑事事件については前提問題として司法裁判所が解釈を行うことが原則となります。

さらに、行政事件について、全面審判訴訟が提起可能な場合には、越権訴訟は提起不能となりますが、全面審判訴訟の方がより広い審理が及ぶことから、日本的とは問題状況が異なります。ただし、処分の相手方以外の第三者等、特に越権訴訟による必要がある場合は、「分離し得る行為」の法技術により、行政決定を切り出して取り消しを争う可能性があります。

我が国との対比

行政決定の取り消しについて、短期（2箇月）の出訴期間とその徒過による形式的確定という構図に見られる手続的な公権力観は、行政決定の公権力性と国民の権利・自由の保護の手続的バランスという、行政裁判制度を基盤とするフランス行政法のエッセンスです。この点、日本における行政行為の特殊な効力に関する議論と、一定の近似性を指摘できると思います。

他方で、フランスは、行政決定に関する広い解釈、行政決定の取り消しを求める訴えの利益の極めて柔軟な解釈等、行政決定の取り消しを争う場合の訴訟要件に関するリベラルな判例政策の部分で、日本と際立った対照を成しています。フランスは、行政裁判制度の存在もあって取消訴訟（行政訴訟）が排他性を有する一方、取消訴訟（行政訴訟）手続に乗せるための入り口は非常に柔軟です。フランスでは、国民がさまざまなルートを選択することにより、多様な形で行政訴訟の入り口が開かれる可能性があるのであって、行政訴訟で争うことにつき日本のような限定的ニュアンスは見られません。日本は、行政裁判制度を有しないにもかかわらず取消訴訟の排他性が存在し、かつ、取消訴訟の入り口が厳格に運用されている、という特徴が指摘できます。

判例13（大阪空港訴訟）との対照。フランスでは、行政訴訟において事実行為の差止め・妨害排除請求をすることは、不可能であると推測されます。まずは、空港設置に係る土地利用計画の策定段階でその取り消しを争うことが考えられますが、仮に空港供用後に夜間飛行差し止めを求めるとすれば、運航許可の基準となっている行政立法的決定など、運航に関する何らかの行政決定を抽出してその取り消しを争うことが考えられます。なお、行政裁判・民事裁判を問わず、裁判所が公の工作物の除却を命じることは不可能であると

されています。

なお、コンセイユ・デタは、1991年の判決で、公の工作物の破壊を拒否した市長の行政決定の取り消しを求めた越権訴訟について、直接に工作物の除却を請求するものではないとして、訴えを受理しています。この判決は請求棄却となりましたが、公権力発動に関する行政機関の判断につき裁量審査を行ったことは、注目に値します。

(3) 行政に対する司法審査の対象

制定法令上の定め

行政裁判法典は、公土木の領域を除いて、「決定」に対する訴えのみが可能であること、不作為の場合はみなし拒否決定に対して訴えを提起すること、を規定します。「統治行為」に該当するような例外的な場合を除けば、行政の行為形式のうち、「侵害的な」行政決定に該当するものが、行政訴訟の受理要件たる訴えの対象性を満たします。

司法審査の対象の範囲

通達、答申、通知その他さまざまな非定型的行為が、行政決定に該当するか、判例法上の問題とされます。

たとえば、通達の場合、解釈的通達と命令的通達を区別し、後者についてのみ行政決定該当性が認められます。通達に類する行為形式であるモデル文書は、行政組織内部の法的効力のみ有する限りで行政決定該当性が否定されます。裁量基準も、原則として行政決定に含まれません。答申は、通常は訴えの対象性を満たしませんが、決定としての性質が認められる場合もあります。

行政立法については、当然に訴えの対象性を満たすものと解釈されています。行政立法に対する越権訴訟による適法性審査は、フランス的な「法律の優位」原則を担保するシステムとして、19世紀半ば以降、判例法において認められ発達しました。これは、行政裁判制度の役割には、行政立法の違法性の除去が含まれるべきである、という考え方に由来します。なお、行政立法については、出訴期間を徒過して形式的に確定した後も、違法の抗弁により適法性審査が可能です。これは、行政立法について、法的安定よりも、違法性の除去(違法の永続の回避)の要請が優先されていることの反映と考えられます(ただし、都市計画法の領域や、刑事法の領域では、行政立法の違法の抗弁を制限する傾向が見られます)。

一般的に決定該当性を否定される行為形式としては、内部措置、準備的措置があります。

我が国との対比

まず、命令(行政立法的決定)につき、広く処分性が認められている点が大きく異なります。行政計画に係る決定や、計画文書の処分性についても、広く肯定されています。また、行政過程の中から行政決定を切り出して越権訴訟に乗せるという解釈方法(分離し得る行為)が判例法によってレベルに運用されていることも、日本と対比されます。

判例1(ごみ焼却場設置無効確認訴訟)との対照。フランスでは、建築請負契約に関する行政決定について、越権訴訟で争うことが考えられます。

判例2（用途地域指定）、判例3（第二種市街地再開発事業計画決定）、判例4（告示によるみなし道路指定）は、いずれも決定として越権訴訟の対象性を満たすと推量されます。

3 原告適格及び訴えの利益

（1）原告適格

制定法令上の定め

行政裁判法典上、訴えの利益に関する条文はありません。訴えの利益は、訴え又は請求を成り立たせる要素の一般的解釈論として、議論されています。

原告適格の認められる範囲

越権訴訟の受理要件としての訴えの利益の解釈論は、膨大な判例法上の問題として扱われています。そして、原告適格に関する判例法の柔軟性（リベラリズム）は、フランス行政裁判制度の最も重要な特質であります。

訴えの利益については、個々の越権訴訟において「直接的かつ個人的利益」に該当するか、というテストがなされます。この場合に、A 利益が個人的であること（民衆訴訟でないという意味であって、集团的と対置される意味ではない）、B 利益が正当であること、C 利益が決定との関係性において適切であること、D 利益が直接的で確実であること、が要求されます。

これらのうち、D については、判例法のリベラリズムにより、利益の侵害が「過度に間接的でなく、過度に不確実でない」ことの要求という形に定式化されています。このテストを満たさない場合には、当該利益が「間接的で不確実な反射的利益」とされ、当該越権訴訟は不受理となります。

上記の整理では厳密なテストがあるようにも見えますが、現実には、訴えの利益は極めて広範に認められています。たとえば、地名変更決定を住民が争う場合、路面電車の廃止決定を利用者が争う場合、キャンプ愛好者が一度も訪れたことのない地域でのキャンプ禁止命令を争う場合について、原告適格が肯定されています。

さらに、フランス法の特色として、非営利団体・組合等について、集团的利益が柔軟に認められていることがあります。係争決定による集团的利益の侵害については、当該集団の規約上の目的、あるいは、集団の権限等に係る法令に照らして判定されるのですが、当該集団の目的との関係での精神的利益でも、受理可能性は認められます。たとえば、特定の市について都市計画規範の遵守を目的とする団体を結成すれば、その市における違法な建築許可につき取り消しを求める訴えの利益が認められます。住民単独では訴えの利益が認められない場合でも、団体の結成により、訴えの利益が拡大する可能性があります。

納税者の資格で、財務会計上の決定の取り消しを争う場合について、判例法は、市町村、県、植民地の納税者について訴えの利益を肯定しました。他方で、国の納税者の資格で、ある行政決定の取り消しを争うことについては、訴えの利益を否定しています。国の納税者については、「広範に分担された利益」であり、民衆訴訟と同視されるとして、訴えの利

益が否定されたと考えられます。

なお、越権訴訟における訴えの利益の解釈について、都市計画の領域では、利益につき一定の制限をしようとする方向性が見られます。判例は、建築許可等を争う場合に、当該建築物と原告との「近接性」をテストし、団体の利益についても、団体の目的と当該建築物との関係性につきテストをします。また、訴えの利益の問題ではありませんが、行政裁判法典は、都市計画・土地収用・公用制限に係る行政訴訟について、訴えを提起する原告が、被告等に対して通知する義務を課しており、これを訴えの受理要件としています。

我が国との対比

判例 5（主婦連ジュース訴訟）判例 6（近鉄特急事件）判例 7（原子炉設置許可）判例 8（開発許可）について、フランスでは、原告適格は認められると推察されます。

判例 9（風俗営業許可処分）判例 10（墓地経営許可処分）は、一般論として「近接性」の問題となると思われませんが、非営利団体の結成により、原告適格が認められる可能性が広がると考えられます。

（2）狭義の訴えの利益

制定法令上の定め

フランスでは、訴えの利益の事後的消滅という議論の立て方は通常なされません。

訴えの利益の事後的消滅に類する議論

日本における訴えの利益の事後的消滅に関する議論として、フランスでは免訴の問題があります。免訴とは、訴えの開始後、訴訟遂行に不可欠な要素が事後的に消滅した場合に、本案判決を下すことなく決定により審理が終了することを言います。

係争中の行政決定が取り消された場合は、職権取消、争取消訟を問わず、訴えは免訴となるのが原則です。その他、行政上の制裁につき審理中に大赦となるとか、行政決定の瑕疵について立法による追完があった場合なども、免訴となります。

これに対して、係争行為が行政過程の進行により執行完了となっても、免訴とならないのが原則です。

我が国との対比

我が国と異なり、フランスでは、処分後の事情変更が訴えの利益を消滅させる、という説明はなされません。これは、訴えの利益という概念についての、理解の違い（フランスの方が広いこと）の反映と思われる。他方で、免訴という制度の存在は、日仏で共通の問題が所在していることを示しています。フランスでは、行政決定につき行政権が執行を完了しても免訴とはならず、本案判決まで行くことが異なるのです。日仏は、執行不停止原則の点で共通しているので、この違いは際立ちます。

判例 12（運転免許効力停止処分）判例 14（検査済証交付後の開発許可処分）とも、訴えの利益は消滅せず、本案判決に至るものと推測されます。

4 仮の救済

(1) 執行停止

制定法令上の定め

行政裁判法典L4条は、執行不停止原則を規定しています。執行停止手続は、2000年に、仮処分手続に統合された上で大幅に改革されました。この結果、執行停止の要件・効果はもとより、執行停止に係る手続が整備されました。

執行停止の要件・効果等

執行停止仮処分に関する一般条項として、法典L521-1条があります。同条のポイントとしては、第一に、執行停止を仮処分手続に統合することにより、単独裁判官による決定が可能になると同時に、執行停止手続そのものの迅速性が確保されること、第二に、拒否決定の執行停止が明文で認められ、各種の申請拒否処分につき行政庁に一定の処分を仮に命令することが可能になったこと、第三に、行政決定の取り消しを求める訴えのみでなく、変更を求める訴えについても、執行停止が認められることが明文化されたこと、第四に、執行停止の要件が、「緊急性」と「決定の違法性に関する重大な疑義」の2つに明文化され、従来の判例法に見られた「回復し難い損害」要件から「緊急性」要件へと変更されたこと、第五に、行政決定の部分的な執行停止が、明文で認められたこと、が指摘できます。

さらに、法典L521-2は、人権救済仮処分という新しい手続を導入し、仮処分裁判官が、行政主体等に対して「基本的人権を保護するために必要なあらゆる措置」を命じる手続を創設しました。これは、保全仮処分において、行政決定の執行を妨げないという限定があることを埋め合わせるものであり、滞在許可・難民認定・旅券発給等の外事関係の事案において適用されているようであります。

我が国との対比

日仏の行政訴訟は、執行不停止原則と執行停止手続の組み合わせという枠組みにおいて共通するものの、フランスでは極めて詳細な執行停止手続が整備されている点が際立って異なります。2000年の改革において、執行停止要件につき「回復し難い損害」が外されたこと、人権救済仮処分という特別の手続が新設されたことは、日本と対照を成します。執行停止を仮処分手続の中に統合し、行政上の仮処分をトータルに構築した手続になっていることも、仮処分を全面的に排除して簡単な執行停止の手続規定のみを置く日本の仕組みと比較すると、大きく異なります。

なお、フランスでは、最近の改革の中で、法令が遵守されない場合に行政主体が行政裁判所に申立てをした上で、裁判手続による執行停止決定をエンフォースメントの手段として利用するケースが見られます。これは、アメリカ法との類似性という意味でも、注目に値します。

(2) 執行停止以外の仮の救済

制定法令上の定め

行政裁判法典は、保全仮処分を定めています。従来付されていた「本案に影響を及ぼさ

ない」という要件が削除されましたが、「行政決定の執行を妨げないこと」という要件は残されています。

仮の救済の内容

保全仮処分としては、私人に対する保全的措置命令や、無権限での公物占用の排除命令といったものがあるようですが、ここでも行政庁に対する作為命令の自己抑制という原則が働くため、実際に保全仮処分の果たす機能は小さいと考えられます。

その他、原告に対する仮払い（無過失責任の領域で、損害額の確定のみが争点となるような場合につき、一定の金額の仮払いを命じる等）、緊急の証拠調べ等につき、行政裁判法典において手続が整備されています。

我が国との対比

日本の行政事件訴訟法は民事保全法上の仮処分を排除しますが、フランスではそこから進んで、行政訴訟独自の仮の救済制度を詳細に整備している部分が、大きく異なります。

5 裁量処分の審査に関する法制及び審理手続における行政側の資料開示等

(1) 裁量処分の審査に関する法制

制定法令上の定め

行政裁判法典には、裁量審査に関する明文の規定は特に見当たりません。

行政裁量の問題は、越権訴訟における行政決定の「適法性の原理」の確保の問題、より具体的には、越権訴訟における行政決定の取消事由の問題として扱われます。行政裁判官による取消事由に関する審査密度が大きいほど、当該決定に関する行政庁の裁量は狭くなります。この点、審査密度には、制限的な統制、通常の統制、最大の統制、という3つの段階があると説明されています。

制限的な統制では、決定が役務の利益のためになされたか（権限濫用）、決定が法的に正しい根拠でなされたか（法の過誤）、決定が事実の面で正しい根拠に基づいていたか（要件事実の事実としての正しさ）について審査がなされます。最近では、以上に加えて、要件事実に関する「明白な評価の過誤」まで統制されます。

通常の統制では、上記に加えて、要件事実の「法的評価」の誤りまで審査されます。

最大の統制とは、事実と決定内容の間の「比例性」につき審査が及ぶ場合を言います。伝統的に、警察措置が人権侵害に及ぶ場合について、要件事実と措置内容の比例性の統制が行われていましたが、1970年代以降、土地収用や都市計画の領域における「公益性宣言」の適法性について、「費用便益対照」につき裁判的統制が行われるようになりました。ここでは、行政裁判官が、決定を行う行政庁の判断過程に代置するのに近いところまで、審査密度を深めているということが出来ます。

我が国との対比

日本では、行政事件訴訟法30条がありますが、フランスでは、行政裁量論が訴訟手続上の問題として扱われることは少ないように思われます。裁判的審査密度の段階も、基本

的には行政決定の類型ごとに蓄積された判例法の問題となります。

(2) 審理手続における行政側の資料開示等

制定法令上の定め

事件に関する報告担当裁判官（争点整理を行う）は、被告行政庁に対して、準備書面・書証・その他の文書について、作成・提出を命じることができます。これは、報告担当裁判官の権限であって義務ではありませんが、報告担当裁判官は、紛争解決のための争点整理にあたって、広い権限を有します。

裁判所は、行政庁に対して、文書提出等の督促を行うことができます。督促に従わない場合には、原告側の主張を自白したことになります。

行政裁判所は、鑑定、現場検証、証人尋問、書証の真贋の確認等を行うことができます。これらの手続も、行政裁判官の権限であって義務ではありませんが、当事者からの申立てによることなく、職権で行使することができます。

関連する法制

フランスの行政訴訟手続の特色として、職権主義的性格が指摘されます。行政訴訟の立証責任は原告側に課されるのが原則ですが、推定や挙証責任の転換などの法技術により、裁判実務上原告側の立証責任が緩和される場合があります。